

基本目標Ⅴ 計画推進のための体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、条例制定や推進会議の設置、市職場における男女共同参画の推進、市民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制の整備を図ります。

基本目標Ⅴ

計画推進のための体制づくり

方針１ 施策推進体制の整備

方針２ 市民、市（行政）、事業所の連携

方針１ 施策推進体制の整備

〔現状と課題〕

男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参加による推進体制を整備し、プランの進行管理体制を確立していくことが重要です。

施策の方向１ 条例制定による施策の推進

男女共同参画社会の実現を総合的に推進するため、条例を制定します。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
条例の制定	条例を制定し、男女共同参画社会の実現を推進します。	企画課

施策の方向2 計画の進行管理体制の確立

このプランを市民・市（行政）・事業所が連携し、積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
推進会議による計画の推進	公募による市民委員を含む推進会議を開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。	企画課
定期的な進行管理・評価と結果の公表	庁内組織により、1年ごとにプランの進行状況を把握、検討し、評価を行います。結果については、市民に公表します。 また、プラン評価の一つとしてアンケート調査を実施します。	企画課
定期的な見直し・改訂	プランの内容については、社会的、経済的な行政の変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。	企画課

施策の方向3 市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
市職員の研修の充実	男女共同参画に関する研修を行い意識の啓発に努めます。	企画課
男女平等の職場づくり	職場における慣習、慣行を見直し、男女平等を実現します。	全課
女性職員の管理職等への登用の推進	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施します。	総務課
※特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画について周知・啓発活動を推進します。	全課

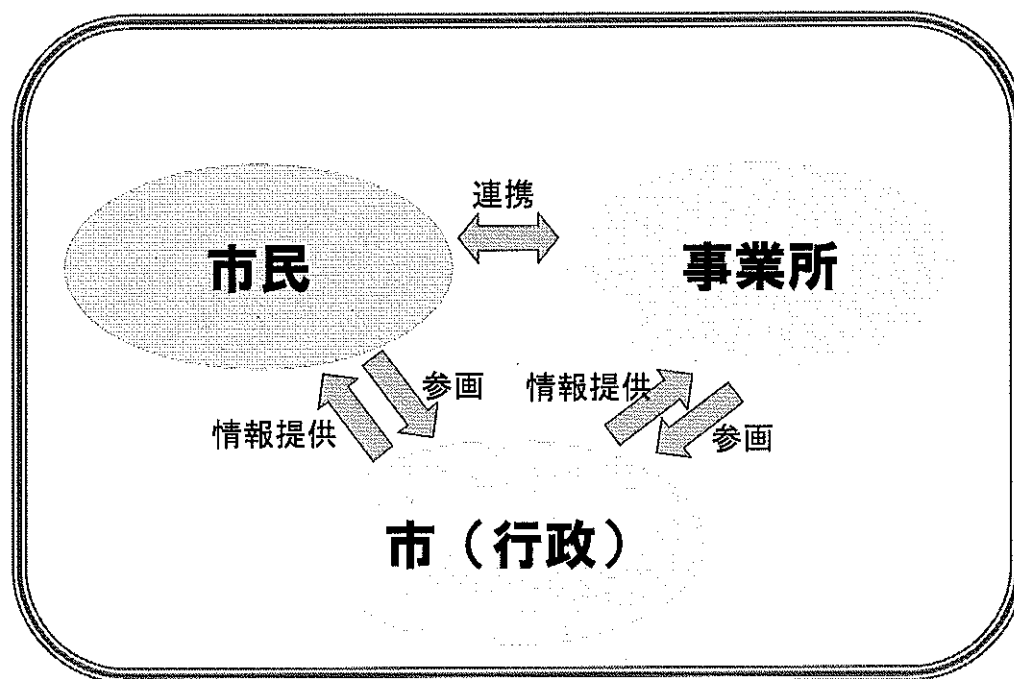
※ 特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な環境の整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容等を記載する。

方針2 市民、市（行政）、事業所の連携

〔現状と課題〕

プランを推進し、その理念の浸透を図るためには、市（行政）だけでなく、市民、事業所が連携して推進していくことが重要です。



施策の方向1 計画に基づく行動の促進

市民、市（行政）、事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

〔具体的施策〕

具体的施策	内容	関係課
情報の収集・発信の充実	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民に情報提供していきます。	企画課
市民団体やボランティアと連携した事業の実施	市民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。	企画課